

# 京都議定書目標達成計画について

## 京都議定書目標達成計画の策定経緯

- 平成 9年12月 気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)  
(京都議定書を採択)
- 平成14年 3月 「地球温暖化対策推進大綱」策定  
6月 我が国が京都議定書を締結  
6月 改正地球温暖化対策推進法を公布  
(京都議定書発効後、京都議定書目標達成計画の策定を行う旨)
- 平成15～16年 「地球温暖化対策推進大綱」の評価・見直しに向けた審議状況
- 交通政策審議会交通体系分科会環境部会(計6回)  
社会資本整備審議会環境部会(計4回)  
社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会合同会議(国土交通省環境行動計画)
- 平成16年11月 ロシアが京都議定書批准
- 平成17年 2月 京都議定書発効、改正地球温暖化対策法施行
- 平成17年 3月 社会資本整備審議会環境部会・交通政策審議会交通体系分科会環境部会合同部会(国交省の地球温暖化対策について了承)
- 平成17年 3月 地球温暖化対策推進本部(京都議定書目標達成計画政府案決定)
- 平成17年 4月 京都議定書目標達成計画閣議決定

# 運輸部門における地球温暖化対策の見直しの視点と対策

## 連携対策・施策の検討の視点

(交通政策審議会 交通体系分科会 環境部会 中間とりまとめ)

### (1) 産業界との連携

- ・企業の自主的取組により、各企業の創意工夫を活用すべき。
- ・貨物分野では流通効率化物流拠点の整備、3PL事業の育成・普及等、荷主と物流事業者の連携が必要。
- ・荷主に係るCO2排出削減量算定手法の確立等による環境取組の評価制度作りが必要。
- ・旅客分野では通勤交通マネジメント等の普及等の連携施策が重要。

### (2) 地域との連携

- ・自動車交通需要の調整対策と公共交通の整備をパッケージで実施する、環境的に持続可能な交通(EST)を地域に根付かせるため、地域の主体的取組を関係者が連携して重点的に支援。

### (3) NPO等との連携

- ・柔軟かつ地域に根ざした発想を活用し、国民のライフスタイルの変更等についてのインセンティブ付与、環境教育等での分野で協働。

## ○グリーン物流パートナーシップ

- ・荷主と物流事業者の連携・協働による取組を進めるため、グリーン物流パートナーシップ会議を開催。
- ・荷主がCO2削減効果を算出できる指標の策定。
- ・オープン参加型モーダルシフトや3PL事業(流通業務の包括的受注)など先進性の高い取組に対して重点的に支援。

## ○通勤交通マネジメント

- ・企業が、従業員の通勤を自家用自動車から公共交通機関等へ転換することにより、環境負荷低減を目指す。

## ○省エネ法の改正

- ・一定規模以上の貨物運送事業者及び荷主、一定規模以上の旅客運送事業者に対して省エネルギー対策を求めるとともに、公共交通機関の利用推進等への事業者の協力を制度化。

## ○物流総合効率化法(新法)

- ・輸配送・保管・流通加工の総合的实施、物流拠点の集約化、社会資本整備との連携を進め、効率的で環境負荷の小さい物流を促進。

## ○ESTモデル事業の実施

- ・地域において公共交通機関の利用を促進し自家用自動車に過度に依存しないなど、環境的に持続可能な交通(EST)の実現を目指す地域を公募し、関係者が連携して支援策を講じるモデル事業を実施。
- ・17年度からモデル事業を実施する地域として12月に11地域を選定。

# 社会資本整備分野における地球温暖化対策の見直しの視点と対策

## 温室効果ガスの排出状況と取組

- ・家庭部門及び業務その他部門からなる民生部門を中心に、世帯数や床面積の増加等によるエネルギー需要の増加により排出量の増大が著しく、京都議定書の削減約束の達成には多くの課題。
- ・社会資本は国民や企業の諸活動の基盤であり、社会資本整備分野における地球温暖化問題への取組については、大綱に位置付けられた関係対策・施策に限らず、住宅・建築物も含め、社会資本の整備・管理・利用を含めたさまざまな取組を講じていく必要がある。

## 対策・施策の見直しの視点

- ・各主体への的確な動機付け
- ・国民経済的観点からの最適な施策の選択
- ・あらゆる協働の結集
  - ①国民各層、各主体との連携と協働
  - ②フローとストック、ソフトとハードの協働
  - ③短期施策と長期施策との協働
  - ④施策目的の協働
- ・環境に対する感度の高い市場の整備
- ・施策の集中投入によるトップランナーとしてのモデル地域の育成

## (1)住宅・建築物分野の省エネ対策強化

- ・建築物のストック対策を強化するため、一定規模の非住宅建築物の大規模修繕等を行う者に対して、所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付けるとともに、一定規模の住宅についても非住宅建築物と同様に所管行政庁への省エネ措置の届出を義務付ける。

## (2)円滑な道路交通を実現する体系の構築

- ・環状道路の整備や交差点の立体化などを着実に実施するとともに、ETC利用率の目標(平成19年度末までに70%)の2年前倒し達成を図る等により、交通流の円滑化を促進する。

## (3)下水道分野における総合的な温暖化対策の推進

- ・下水汚泥の燃焼の高度化についての基準化や、下水汚泥の処理過程で発生するバイオガスの発電利用、夜間電力の活用など、下水道分野における総合的な温暖化対策を推進する。

## (4)都市緑化等の推進

- ・新たに創設された緑化地域制度や立体公園制度の活用等多様な手法を活用しつつ、都市公園の整備、道路、河川、砂防、港湾等公共公益施設の緑化、建築物の屋上、壁面等の新たな緑化空間の創出等を総合的に推進する。

## (5)建設施工分野における低燃費型建設機械の普及

- ・低燃費型建設機械の使用を奨励し、公共工事において積極的に活用することにより、低燃費型建設機械の普及を促進する等、建設施工分野における省CO<sub>2</sub>化を推進する。



## 第3章 目標達成のための対策と施策

### 1. 温室効果ガスの排出抑制、吸収等に関する対策・施策

#### (1) 温室効果ガスの排出抑制対策・施策

##### ① エネルギー使用に伴うCO<sub>2</sub>

##### ア 省CO<sub>2</sub>型の地域構造や社会経済システムの形成

(a) 省CO<sub>2</sub>型の都市デザイン(地域冷暖房の導入等)

(b) 省CO<sub>2</sub>型交通システムのデザイン(公共交通機関の利用促進、エコドライブ、交通流対策、ESTモデル事業等)

(c) 省CO<sub>2</sub>型物流体系の形成(グリーン物流パートナーシップ、物流総合効率化法、省エネ法改正、モーダルシフト等物流効率化等)

(d) 新エネルギーの面的導入(バイオマス利用の推進等)

##### イ 施設・主体単位の対策・施策

(a) 産業部門による取組

(b) 運輸事業者による取組(上記のほか、グリーン経営認証等)

(c) オフィス・店舗等の業務施設の省CO<sub>2</sub>化(建築物の省エネ性能向上～省エネ法改正等)

(d) 家庭の省CO<sub>2</sub>化(住宅の省エネ性能向上～省エネ法改正等)

(e) エネルギー供給部門の省CO<sub>2</sub>化

##### ウ 機器単位の対策・施策等

◇ 産業部門(低燃費型建設機械の普及等)

◇ 運輸部門(トップラナー基準、低公害車普及、鉄道・船舶・航空機のエネルギー消費効率の向上等)

##### ② 非エネルギー起源CO<sub>2</sub>削減対策・施策

③ メタン・N<sub>2</sub>Oの削減対策・施策(下水汚泥の燃焼高度化等)

④ 代替フロン等3ガスの削減対策・施策

- (2) 温室効果ガス吸収源対策とこれを推進する施策(都市緑化等)
- (3) 京都メカニズムに関する対策・施策

## 2. 横断的施策

- (1) 温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度
- (2) 事業活動における環境への配慮の促進(環境報告書等)
- (3) 国民運動の展開(広報・普及啓発、環境教育等)
- (4) 公的機関の率先的取組の基本的事項(各省毎の実行計画等)
- (5) サマータイムの導入(国民的議論の展開)
- (6) ポリシーミックスの活用  
(検討の対象となる政策手法: 環境税、国内排出量取引制度)

## 3. 基盤的施策(排出量算定体制整備、技術開発、国際的連携等)

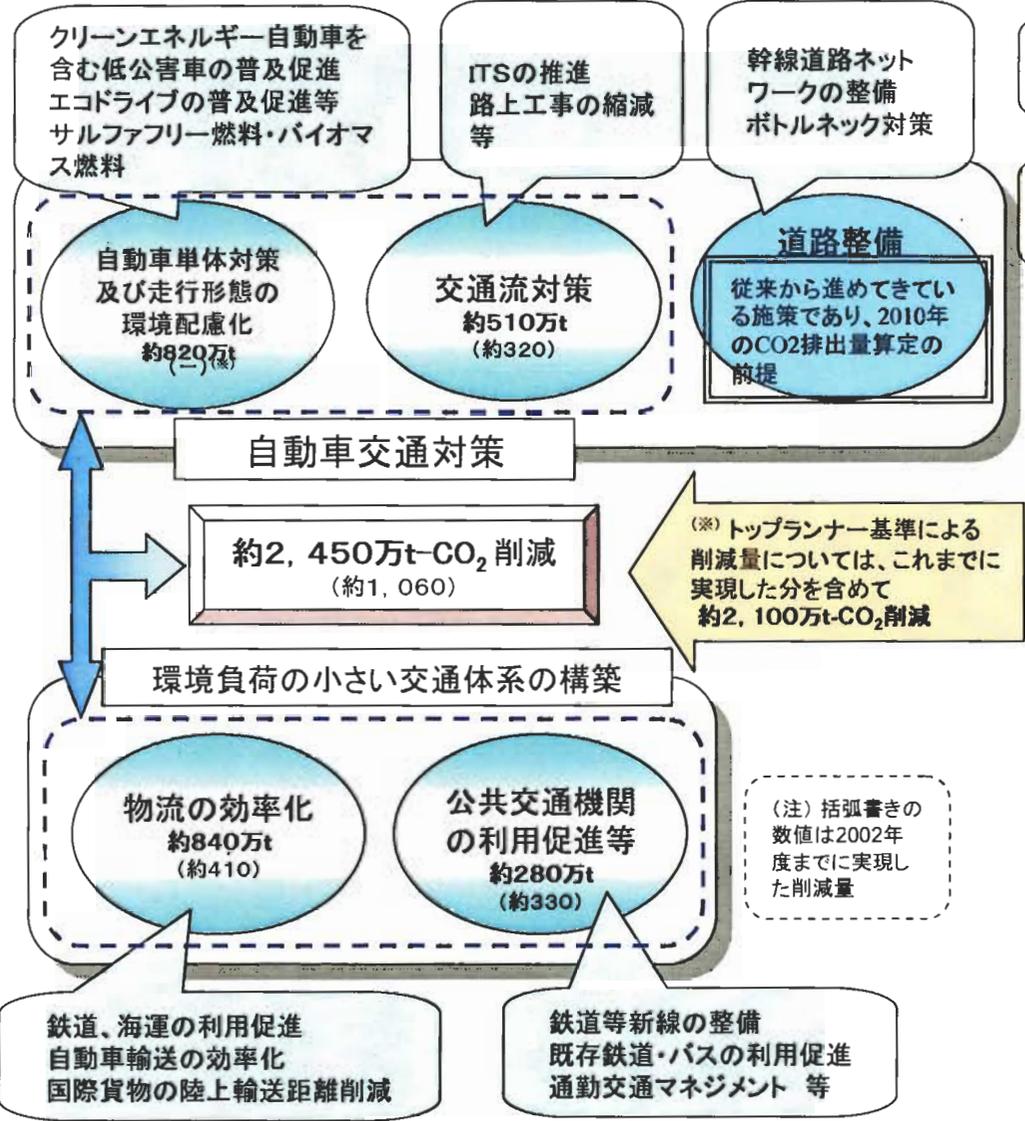
## 第4章 地球温暖化対策を持続的に推進するための体制整備

- ◇ 評価・見直しの重視・・・毎年対策・施策の評価・見直しを実施(PDCAサイクル)

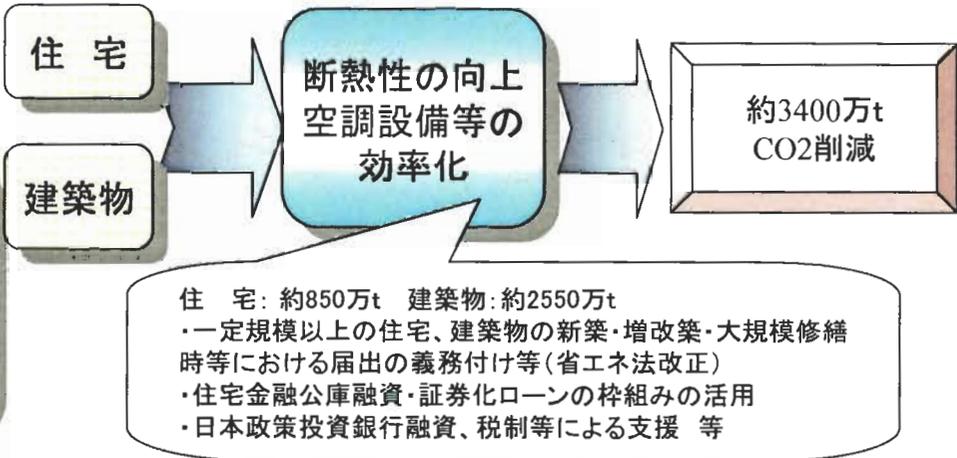
# 国土交通省の地球温暖化対策

## 運輸部門

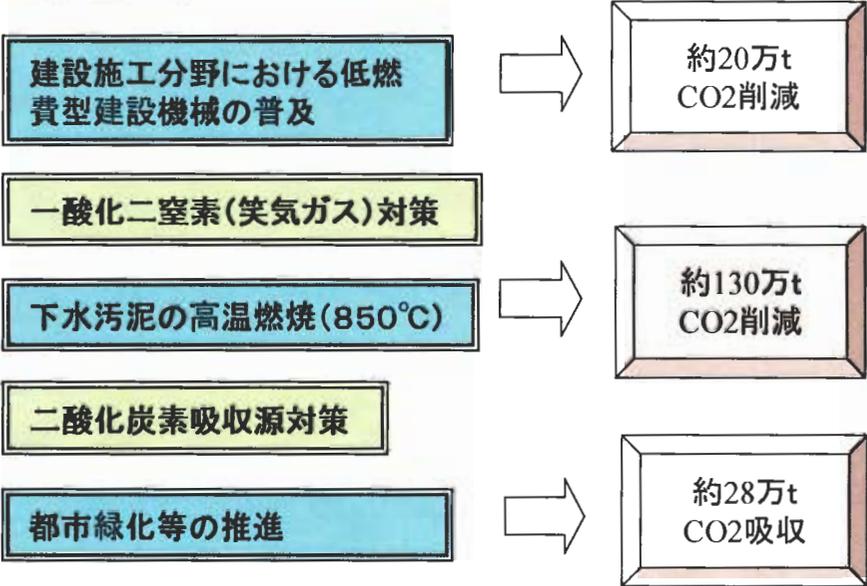
(国土交通省以外の担当分野を一部含む)



## 民生部門(住宅・建築物)



## 産業部門



# 国土交通省の地球温暖化対策の概要（運輸部門）

（単位：万t-CO2）

施策項目	削減計画におけるCO2排出削減量	具体的な施策
自動車単体対策及び走行形態の環境配慮化	820 （※）（－）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クリーンエネルギー自動車の普及促進</li> <li>・エコドライブの普及促進（アイドリングストップ車の普及、EMS<sup>(*)</sup>の構築・普及 等）</li> <li>・大型トラックの走行速度抑制</li> <li>・サルファフリー燃料、バイオマス燃料</li> </ul>
交通流対策 （社会資本整備分野、交通規制分野等を含む）	510 （320）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車交通需要の調整</li> <li>・高度道路交通システム（ITS）の推進</li> <li>・路上工事の縮減</li> <li>・交通安全設備の整備</li> <li>・テレワーク等情報通信を活用した交通代替の促進</li> </ul>
物流の効率化	840 （410）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道、海運の利用促進</li> <li>・自動車輸送の効率化（トラックの営自転換、大型化、積載率の向上）</li> <li>・国際貨物の陸上輸送距離削減</li> </ul>
公共交通機関の利用促進	260 （120）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道等新線の整備、既存鉄道・バスの利用促進</li> <li>・通勤交通マネジメント</li> </ul>
鉄道・航空のエネルギー消費効率の向上	20 （210）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道単体のエネルギー効率向上</li> <li>・航空機単体のエネルギー効率向上</li> </ul>
合計	2,450 （1,060）	（※）このほか、自動車単体対策の「トップランナー基準適合車の導入促進」として、2002年度までに実現した分を含めて 2,100万t-CO2 の削減を見込んでいる。

（※）EMS：トラック等におけるエコドライブの計画的・継続的実施とその評価・指導を一体的に行う取組み

（↑ 括弧書きの数値は、2002年度までに実現した排出削減量）

○ このほか、横断的施策として、グリーン物流パートナーシップ、ESTの推進、省エネ法の改正、流通業務総合効率化法等がある。

# 国土交通省の地球温暖化対策の概要（社会資本整備分野）

（単位：万t-CO<sub>2</sub>）

施策項目		削減計画におけるCO <sub>2</sub> 排出量削減量	具体的な施策	
エネルギー 起源 CO <sub>2</sub>	民生部門	住宅の省エネ性能の向上	850	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の住宅の新築・増改築、大規模修繕時等の省エネルギー措置の届出の義務付け等（省エネ法の改正）</li> <li>・住宅金融公庫融資・証券化ローンの枠組みの活用による省エネルギーに配慮した住宅への誘導</li> <li>・住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法 等</li> </ul>
		建築物の省エネ性能の向上	2,550	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模以上の建築物（非住宅）の大規模修繕時等の省エネルギー措置の届出の義務付け等（省エネ法の改正）</li> <li>・日本政策投資銀行の融資、税制等による支援</li> <li>・住宅・建築物に関する総合的な環境性能評価手法 等</li> </ul>
	運輸部門	交通流対策（再掲）	340	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車交通需要の調整</li> <li>・高度道路交通システム（ITS）の推進</li> <li>・路上工事の縮減</li> </ul>
	産業部門	建設施工分野における低燃費型建設機械の普及	20	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低燃費型建設機械の公共工事への活用</li> <li>・低燃費型建設機械の普及に対する支援措置</li> </ul>
窒素酸化二	下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化	130	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水汚泥の燃焼の高度化について基準化</li> </ul>	
吸収源	都市緑化等の推進	28	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市公園の整備、道路、河川・砂防、港湾等における緑化の推進</li> <li>・既存の民有緑地の保全、建築物の屋上、壁面等の新たな緑地空間の創出等の推進 等</li> </ul>	
合計		3,918		

## 夏季軽装の励行に係る国土交通省の取り組み

4月28日の閣僚懇談会申合せ及び国土交通大臣指示を受け、軽装励行を実施している旨を周知する観点から、以下のような取り組みを実施。

### 1. 外部の方に国土交通省では軽装励行中である旨を周知するための取り組み

- (1) 庁舎入口(合同庁舎3号館の玄関正面、外務省側入口)の看板設置。
- (2) 執務室内における簡易ポスターの貼付
- (3) クリップバッジ及び首かけストラップの着用

### 2. 職員に軽装励行中である旨を周知するための取り組み

- (1) 国土交通省ポータルサイトに掲示
- (2) 省内放送の実施

#### 【クリップバッジ】



#### 【ポスター】

## 軽装励行中

職員の軽装(ノーネクタイ、ノー上着)に御理解と御協力をお願いします。

冷房温度は28℃で・・・地球温暖化防止のために。

6月1日から9月30日まで



#### 【首かけストラップ】

軽装で失礼します。

28℃ 冷房は28℃に設定しよう  
クール・マイナス6%